

答 申 (第 33 号)

第 1 審査会の結論

警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について行った開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 開示請求

平成 19 年 4 月 10 日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「①富山県警本部及び各警察署が被害届を受理した件数と被害届内容が分かる資料。②富山県警本部及び各警察署が被害を申し出たのに被害届を受理しなかった件数と被害届内容、不受理とした理由が分かる資料。（平成 19 年 1 月から 3 月までの期間を対象とする。）」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

(1) 平成 19 年 4 月 24 日、実施機関は、本件開示請求に対し、公文書開示請求書に記載された①について、本件対象公文書として「平成 19 年 3 月犯罪統計」と題する公文書を特定し、開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、平成 19 年 5 月 10 日、実施機関は、公文書開示請求書に記載された②について、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして求めた補正がなされなかったことから、非開示決定を行い、審査請求人に通知した。

(2) 平成 19 年 4 月 26 日、審査請求人は、公文書開示請求書に記載された①について行われた本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 平成 19 年 5 月 24 日、公安委員会は、条例第 19 条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分により開示された「平成 19 年 3 月犯罪統計」では、開示請求により求めた内容の項目要件のすべてが整っているとは言えず、本件開示請求により求めた内容のすべての項目要件が分かる公文書の全面公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び審査会での意見陳述において主張する本件審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりである。（なお、審査請求人は、これ以外に直接本件審査請求

とは関係が無いことについても主張しているが、ここでは取り上げない。)

- (1) 本件開示請求は、富山県中央警察署が被害届を受理しなかった件を重視し、県警本部や県下の各警察署において被害届を受理した件数とその被害届の内容が分かる資料を求めたものである。しかし、開示された「平成 19 年 3 月犯罪統計」では各警察署ごとに認知した件数（被害届件数）は表示されていたが、件数に対する各々の被害届の内容（類別内容でも可）が全件数表示されていなかった。
- (2) 本件開示請求に際して、審査請求人が求めている情報に対して情報公開の警察職員は、第 41 回富山県情報公開審査会が補足意見で示した「請求内容や趣旨などを的確に把握し」などに反して勝手な判断を行い、必要な開示資料の公開を怠り、開示を行ったと装う行為は到底受け入れられない。
- (3) 実施機関の申請窓口担当者は、被害届の受理、不受理、不受理の理由等の必要な項目について、ことさら消極的な態度で開示文書の特定を妨げた問題がある。

第 4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の開示決定等に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書の特定について

本件開示請求は、平成 19 年 1 月から 3 月までの期間を対象として、実施機関及び各警察署が被害届を受理した件数と被害届の内容が分かる資料を請求するというものである。

「被害届」そのものについては、条例第 39 条の規定により条例の適用除外とされていることから、「被害届」を除いて本件対象公文書を調査したところ、被害届の受理に併せて作成する犯罪統計原票（これは、犯罪の認知状況を所定の様式に記載して作成する書類で刑事訴訟に関するものに該当するため、条例第 39 条の規定により条例の適用除外とされている。）に記載された情報を集約した「平成 19 年 3 月犯罪統計」を本件対象公文書として特定した。

この「平成 19 年 3 月犯罪統計」は、

- ① 平成 19 年 3 月末の富山県の犯罪概況（富山県における犯罪認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等を示したもの）
 - ② 主要罪種・手口別認知・検挙状況（主要罪種・手口別の認知件数、検挙件数、検挙率等を示したもの）
 - ③ 刑法犯警察署別認知・検挙件数（警察署別の認知件数、検挙件数、検挙率等を示したもの）
 - ④ 重要犯罪警察署別認知・検挙件数（警察署別の重要犯罪認知件数、検挙件数、検挙率等を示したもの）
- 等が記載されている。

2 開示等の実施及び本件審査請求の受理の状況について

(1) 審査請求人は「平成 19 年 3 月犯罪統計」の閲覧の方法による開示を受けた後、そのすべての開示文書について写しの交付を受けた。その際に、審査請求人から、各警察署ごとの犯罪認知件数は表示されているが各警察署ごとの罪種別の統計が存在しない点について質問されたため、これ以外の統計がさらに必要であれば、情報提供することが可能かどうか確認することを伝え、その翌日に、審査請求人に対し、各警察署ごとの罪種別認知件数等を表記した資料（以下「本件資料」という。）を情報提供として提示し、審査請求人は、本件資料を閲覧した。

(2) 審査請求人は、本件資料を閲覧後、①あらかじめ審査請求書を作成してきていること及び②本件資料を無料で交付するのであれば審査請求は行わないことを述べた。

担当職員が無料の交付には応じられないと告げたところ、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 本件審査請求の理由に対する説明について

公文書開示請求書の①の「被害届内容が分かる資料」という請求内容では、「平成 19 年 3 月犯罪統計」を本件対象公文書として特定したことに不備があったとまでは認められず、また、審査請求人が求めた各警察署ごとの罪種別認知件数等についても、本件審査請求が提起される前に本件資料を審査請求人に提示し、審査請求人は本件資料を閲覧していることから、本件審査請求には理由がないと考える。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

審査会において、本件対象公文書として特定された「平成 19 年 3 月犯罪統計」及び審査請求人に対し情報提供（提示）された本件資料の写しの提供を受け、その内容を確認したところ、次のとおりであった。

(1) 「平成 19 年 3 月犯罪統計」

① 平成 19 年 3 月末の富山県の犯罪概況（A 4 判縦 1 枚）

「刑法犯」の認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等、「特別法」の送致件数、送致人員等並びに「暴力団犯罪」及び「来日外国人犯罪」の検挙件数、検挙人員等について、本年、前年及び増減の状況を表示したもの

② 刑法犯 認知・検挙状況（A 4 判縦 2 枚）

「刑法犯総数」、「重要犯罪」、「重要窃盗犯」、「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「刑法犯その他」の認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員、検挙人員（少年）及び少年比率について、平成 19 年 1～3 月、平成 18 年 1～3 月及び前年比の状況を表示したもの

なお、「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「刑法犯その他」については、犯罪行為をさらに細かな区分で表示されている。

③ 1 刑法犯 包括罪種別、2 重要犯罪、3 重要窃盗犯、4 主要な街頭犯罪（A 4 判横 2 枚）

②に記載された犯罪のうち、上記1から4までの犯罪区分に該当する犯罪を抽出して、②と同様に整理したもの

④ 刑法犯 警察署別 認知・検挙状況（A4判横3枚）

「刑法犯総数」、「重要犯罪」、「重要窃盗犯」の各警察署ごとに、認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員、検挙人員（少年）及び少年比率について、平成19年1～3月、平成18年1～3月及び増減の状況を表示したもの

⑤ 車上ねらい、乗り物盗 認知状況（キー・施錠の状況）（A4判横1枚）

各警察署ごとに、車上ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗の総数、施錠なし（キーあり）の件数及び率の状況を表示したもの（平成19年3月及び平成18年3月）

⑥ 刑法犯 警察署別 身柄措置別 検挙人員 対前年比較（A4判横1枚）

各警察署ごとに、刑法犯の総数、現行犯逮捕、緊急逮捕及び身柄不拘束の人員について、平成19年1～3月、平成18年1～3月及び増減の状況を表示したもの

（2）情報提供（提示）された本件資料

刑法犯 認知・検挙状況（A4判縦15枚）

（1）の②のうち、認知件数、検挙件数及び検挙率について、各警察署ごとに表示したもの

2 本件処分について

1の（1）の「平成19年3月犯罪統計」の内容は、①～③の文書には県全体の罪種別の認知件数等が記載されており、④～⑥の文書には①～③の文書ほど罪種別の区分は細くないものの、各警察署別で認知件数等が記載されている。

審査請求人は、「開示された『平成19年3月犯罪統計』では各警察署ごとに認知した件数（被害届件数）は表示されていたが、件数に対する各々の被害届の内容（類別内容でも可）が全件数表示されていなかった」と述べている。

しかしながら、審査請求人と実施機関との間でどのようなやりとりがあったかについては、実施機関及び審査請求人からの意見陳述でも必ずしも明らかではなかったが、少なくとも、公文書開示請求書に記載された「①富山県警本部及び各警察署が被害届を受理した件数と被害届内容が分かる資料」という文言では、犯罪の罪種別区分には様々な括りがあることから、その「被害届内容」が、どの程度の括りの内容なのか判断がつかないと考えられる。

本件においては、審査会としても、その「被害届内容」という文言で常識的に把握されるべき内容は、概ね「平成19年3月犯罪統計」で表記されていると考える。したがって、本件対象公文書として「平成19年3月犯罪統計」を特定した実施機関の対応に不当な判断はなかったものと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書において、請求する公文書の内容について、「被害届の内容（種類別内容でも可）」として（ ）内の表記を自ら付加して説明している。審査

会としては、第4の2に述べた開示等の実施の状況を考慮すると、本件資料の情報提供を受けている状況下においては、審査請求ではなく、本件資料についての新たな開示請求をすればそれで足りることではなかったかと考える。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 5月 8日	諮問書を受理
平成21年 7月 8日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
平成21年 8月 5日	理由説明書を受理
平成21年 8月11日	審査請求人に理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 9月 2日 (第70回審査会)	審議
平成21年 9月30日 (第71回審査会)	実施機関から理由説明を聴取 審議
平成21年10月19日 (第72回審査会)	審査請求人及び補佐人から意見を聴取 審議
平成21年11月12日 (第73回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	